○内閣府告示第二千九百十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　平川市

二　地域再生計画の名称　世界一の扇ねぷた知名度アッププロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　平川市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百二十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岩手県

二　地域再生計画の名称　いわて産業人材奨学金返還支援計画

三　地域再生計画の区域の範囲　岩手県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　二戸市並びに岩手県九戸郡軽米町及び九戸村並びに二戸郡一戸町

二　地域再生計画の名称　にのへ地域の「ひと」「しごと」による自立的・持続的な「まち」づくり

三　地域再生計画の区域の範囲　二戸市並びに岩手県九戸郡軽米町及び九戸村並びに二戸郡一戸町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（五の六）

○内閣府告示第二千九百二十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　気仙沼市

二　地域再生計画の名称　来て・観て・感じて気仙沼プロモーションプロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　気仙沼市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百二十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　秋田県

二　地域再生計画の名称　移住者を読書で呼び込む秋田の元気創造事業

三　地域再生計画の区域の範囲　秋田県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百二十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　秋田県

二　地域再生計画の名称　あきたスマイルケア食研究開発事業

三　地域再生計画の区域の範囲　秋田県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百二十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山形県

二　地域再生計画の名称　地域の景観資源を活用した交流人口の拡大

三　地域再生計画の区域の範囲　山形県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百二十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　秩父市

二　地域再生計画の名称　守り育てた木で元気を呼び感動を体感できるまち　ちちぶ～秩父の地域資源を活かした雇用創造プロジェクト～

三　地域再生計画の区域の範囲　秩父市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（五の六）

○内閣府告示第二千九百二十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　埼玉県比企郡川島町

二　地域再生計画の名称　川島町子育て支援総合センター整備計画

三　地域再生計画の区域の範囲　埼玉県比企郡川島町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百二十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三